

# 林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成15年 1月30日(木)  
法曹会館 高砂の間

2 開会及び閉会の時刻 10:30～11:07

3 出席者

|     |      |      |       |      |      |
|-----|------|------|-------|------|------|
| 委 員 | 木平会長 | 青山委員 | 有馬委員  | 飯塚委員 | 太田委員 |
|     | 岡島委員 | 海瀬委員 | 加倉井委員 | 栗原委員 | 鈴木委員 |
|     | 高木委員 | 古河委員 | 恵 委員  | 横山委員 | 芳村委員 |

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 題

議 事 (1) 会長の互選等

(2) その他(施策部会委員の指名等)

## 5 議事の内容

午前 10 時 30 分 開会

○佐藤林政課長 お待たせいたしました。予定の時間が参りましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

ご案内のとおり、今回の林政審議会の開催につきましては、本年 1 月 6 日付によりまして委員の改選が行われております。本日がその新任の委員を含めました初会合でございます。よろしくお願い申し上げます。

最初に委員の出席状況についてご報告申し上げます。委員 22 名のうち、本日 15 名の方がご出席でございます。林政審議会令第 6 条第 1 項によりまして、当審議会の定足数は過半数とされておりますので、現在委員 22 名中 15 名の方がご出席ということで過半数を超えておりますので、本日の審議会は成立をしております。

林政審議会の委員に任命されました方は、参考の 1 という資料が表になって入っておりますけれども、本日が最初の審議会でございますので、ご出席されておられます委員の方々を五十音順に紹介させていただきたいというふうに存じます。

青山委員でございます。

○青山委員 青山でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤林政課長 有馬委員でございます。

○有馬委員 よろしくお願ひします。

○佐藤林政課長 飯塚委員でございます。

○飯塚委員 飯塚です。

○佐藤林政課長 太田委員でございます。

○太田委員 太田でございます。

○佐藤林政課長 岡島委員でございます。

○岡島委員 岡島です。よろしくお願ひします。

○佐藤林政課長 海瀬委員でございます。

○海瀬委員 海瀬です。よろしくお願ひします。

○佐藤林政課長 加倉井委員でございます。

○加倉井委員 よろしくどうぞ。

○佐藤林政課長 栗原委員でございます。

- 栗原委員 栗原でございます。よろしくお願いいたします。
- 佐藤林政課長 木平委員でございます。
- 木平委員 木平です。よろしくお願いいたします。
- 佐藤林政課長 鈴木委員でございます。
- 鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- 佐藤林政課長 高木委員でございます。
- 高木委員 高木でございます。
- 佐藤林政課長 古河委員でございます。
- 古河委員 古河でございます。
- 佐藤林政課長 恵委員でございます。
- 恵委員 恵です。よろしくお願いいたします。
- 佐藤林政課長 横山委員でございます。
- 横山委員 横山でございます。よろしくお願いいたします。
- 佐藤林政課長 芳村委員でございます。
- 芳村委員 芳村です。よろしく。
- 佐藤林政課長 それでは、冒頭、林野庁長官よりごあいさつを申し上げます。
- 加藤林野庁長官 おはようございます。一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、委員の皆様方には大変ご多忙のところお集まりをいただきましてありがとうございます。委員の改選後初めての会議ということでございますが、委員の皆様方には快く委員をお引き受けいただきましてまことにありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

お替わりになった委員も多数あるということでございますので、若干最近の状況をお話をさせていただきたいと思います。

第1は森林整備の関係でございますけれども、平成13年に37年ぶりに林業基本法の改正をいたしまして、森林・林業基本法を制定し、森林・林業基本計画を樹立したところでございますが、昨年3月までに地域森林計画、市町村森林整備計画というものを樹立することができたところでございまして、それに従って森林の多目的機能の持続的な発揮を目指すという森林施策を実際に行っていくということで展開を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

実は今回の通常国会におきまして、治山事業と森林整備事業をあわせた計画を樹立していくということで法改正を行いたいというふうに考えております。このことにつきましては、今までは実は治山治水緊急措置法に基づきまして治山の計画はできていたわけですが、今までは実は治山治水緊急措置法は廃止をされるということになったところがございます。そういう中で、では治山をどういうふうに考えていくべきかということになったんですけれども、やはりこれから治山もあわせて森林の多面的機能の持続的な発揮を図っていくということが必要であると。保安林につきましても、今までのことだけではなくて、森林整備も入れて保安林の整備を本当に進めなければいけないということではないかというようなことございまして、そういう点で治山事業と森林整備事業をあわせた計画を樹立するという形で森林法の改正を行いたいというふうに思っているわけでございます。

それから、2点目が木材の関係でございますけれども、御承知のとおり木材の需要につきましては、今では大体我が国の総需要量というのは1億立方ぐらい木材の総需要量があるということでございますけれども、ことしは9,000万立方を切るのではないかというような状況になってきているわけでございます。そういう点で、木材の需要拡大ということにつきましてさらに努力をしていかなければいけないということがございますし、また、木材価格もそれに伴いまして大変低迷をしているということで、林業・木材産業については厳しい状況が引き続きあるわけでございます。そういう点で、このことにつきましても森林・林業基本計画に基づきまして、昨年各都道府県で林業・木材産業の構造改革をどうしていくのかということについてのアクションプログラムをつくっていただいたところございまして、これに基づいて具体的な改革を進めていくということで考えているところでございます。

また、このことに関連いたしまして、法律の関係でございますが、林業改善資金という無利子金を持っておりますけれども、それを林業だけではなくて木材産業にも融資していく。無利子の融資ができるという形に変えていきたいということで、林業改善資金助成法の改正をこの国会でやりたいということで、先ほどの森林法の改正と合わせて改正を行いたいというふうに考えております。

それから、3点目は地球温暖化防止の問題でございます、このことにつきましては、12月の林政審議会にお諮りをいたしまして、「地球温暖化防止森林吸収源10力年対策」を策定

するということにいたしましたところでございます、予定どおり年末に農林水産省としてこの対策を樹立をしたということでございます。また、あわせまして「バイオマス・ニッポン総合戦略」というものにつきまして閣議決定を年末に行いましたが、そういう点で森林整備、それから木材の利用というものについて、一応の方向性が出たのではないかとこのように思っているところでございまして、この対策に従って今後森林整備の整備水準を上げて、木材の利用の促進を図っていくということに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、4点目といたしまして、国営事業の関係でございますが、国営事業につきましては11年から抜本的改革ということで改善に努力をしてきているところでございますが、いよいよその抜本的改革の中の集中改革期間、5年間の集中期間が設定されているところでありますけれども、今回、15年度末をもってその5年間の集中期間が終わるということでございます。改革期間の目標は新規の借入金をしなくてもいい健全な体質をつくるということになるわけでございまして、今、新規借入金につきましては徐々に下げてきたところでございます。15年度予算で約164億を借り入れるという予定をいたしておりますが、最初は650億ぐらいございましたので、5年間でそこまで下げてきたと。16年にはゼロにしたいというふうに思っているところでございます。

あわせまして、やはり抜本改革の中で今後の国有林の経営については、広域的機能の発揮というものを旨として行っていく。国民の森林という形をつくっていくということの提言をいただいているところでございまして、そういった方向で今努力をしているところでございます。我々としては、やはり国民の皆様方から国有林があつてよかったなというように評価を受けるような形で国有林の経営を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、そういったことを進めていくといったことになると、何と言いましても国民の方々のご理解をいただかなければいけないということでございます。森林ボランティア等々につきましても、いろいろなところでいろいろな動きが出てきているわけでございまして、我々はそういった取り組みとも連携を図りながら、さらに国民の方々に理解をしていただけるような提言というようなこともしてまいりたいというふうに思っております。昨年は国土緑化推進機構におきましても、新たに森の国日本運動を開始するというような取り組みもしていただいているところでありますけれども、林野庁として

もいろいろなことを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

ことしもそういう点でいろいろな課題があると思っておりますけれども、委員の皆様方におかれましては、節目、節目におきましてご意見を賜りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。そういうことをお願いし、簡単ではございますがごあいさつにさせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○佐藤林政課長 それでは、続きまして林野庁の幹部職員の紹介をさせていただきます。  
ただいまごあいさつをいたしました加藤長官でございます。

松本次長でございます。

辻森林整備部長でございます。

前田国有林野部長でございます。

荒木審議官でございます。

申し遅れましたが、私、林政課長の佐藤でございます。よろしくお願いします。

なお、委員会名簿、それから特別委員の名簿、林野庁関係者名簿につきましては、お手元の資料の参考の１から参考の３としてお配りをしております。よろしくお願いいたします。

本日は１月６日付で当林政審議会の委員の方々が任命されまして最初の審議会でございますので、議事の(1)にありますように、会長の選任を行っていただくことになっております。つきましては、議事運営上仮座長を選出していただきたいと存じますけれども、ご出席の委員の中で、当審議会委員として在任期間も長く、年長者でもあられます飯塚委員に仮座長をお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○佐藤林政課長 それでは、異議なしということでございますので、恐れ入りますが飯塚委員、よろしくお願いいたします。

○飯塚仮座長 高齢のゆえをもちましてこのような席に座らせていただきます。しばらくの間、仮座長をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会長の選出であります。林政審議会令第２条第１項の規定により、会長の選任は委員の互選によることとなっております。いかがいたしましょうか。

どうぞ。

○海瀬委員 木平先生をお願いしてはいかがかと思いますが。

○飯塚仮座長 ただいま木平委員にお願いしてはどうかとのご意見がございました。ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○飯塚仮座長 異議なしということでございますので、木平委員にご苦勞をおかけすることとなりますが、ひとつ会長の方をよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の仮座長としての任務は終了いたしました。あとは本物にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○木平会長 木平でございます。

ただいま皆様のご推薦をいただきましたので、会長のご指名を受けさせていただきました。皆様のご協力をいただきましてこれからの審議会の運営に当たってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長代理についてご相談いたしたいと思います。林政審議会令第2条第3項の規定によりまして、会長代理を置くことになっております。これにつきましては会長が指名することになっております。会長代理は太田委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○木平会長 それでは、太田委員に会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、部会の設置でございますが、従来より施策部会が林政審議会令第5条第1項に基づき設置されております。新委員の方々におかれましては、施策部会について初めて聞かれる方もいらっしゃると思いますので、事務局から部会の概要についてご説明をお願いしたいと思います。

○佐藤林政課長 事務局でございますが、施策部会につきまして簡単にご説明をさせていただきます。

林政審議会令第5条によりまして、林政審議会には部会を置くことができることになっております。また、森林・林業基本法におきまして、政府は毎年森林及び林業の動向に関して講じようとする施策を国会に提出することとなっておりますが、基本法ではこの講じようとする施策の作成に当たりまして、林政審議会の意見を聞くことになっております。このため、従前より林政審議会に施策部会が設置されておまして、いわゆる森林・林業

白書の内容につきまして素案の段階からご審議をいただいているところでございます。

この施策部会の構成でございますが、会長に指名されました当審議会の委員と特別委員の方から構成されているところでございます。今回の委員の改選に当たりまして、本日改めて会長から施策部会所属委員と特別委員についてご指名をいただきまして、現在進められております森林・林業白書の内容につきましてご審議いただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、施策部会で調査・審議されました白書案につきましては、改めて本審議会に諮っていただきまして、閣議決定されまして、その後政府から国会に報告されるということになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、ご説明にあったように、施策部会につきましてはこれまでどおり設置することとしまして、施策部会に属する委員及び特別委員については、林政審議会令第5条第2項の規定によりまして会長が指名することになっておりますので、指名をさせていただきます。

施策部会に所属する委員といたしまして、飯塚委員、太田委員、栗原委員、本日ご欠席ですが佐藤委員、恵委員、そして私、木平の6名ということでお願いしたいと思います。

また、施策部会の特別委員といたしましては、引き続き安藤委員、稲本委員、金沢委員、金子委員、菰田委員、田中委員、滑志田委員、林委員、三井委員、森田委員の10名の特別委員の方々にお願いしたいと思います。御承知いただきたいと思います。

引き続きまして、その施策部会の部会長ですが、これは部会に属する委員のうちから互選することになっております。新部会長の選任につきましては、所属委員の方々に後ほどご相談いただきましてお決めいただきたいと、こういうぐあいに考えております。

きょうの議題はこれだけなので、以上を持ちまして本日の林政審議会での審議事項は終わらせていただきました。ということで閉会させていただきたいと思います。委員の皆様方にはお忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

なお、事務局の方から委員の皆様方に説明事項があるので、よろしくお願いいたします。

○佐藤林政課長 委員の皆様方にはお忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございます。せっかくの機会でございますので、この場をお借りいたしまして、平成15年度の林野庁予

算及びバイオマス・ニッポン総合戦略につきまして、その概要をご説明させていただきたいというふうに存じます。

まず、私の方から平成15年度林野庁予算の概要等につきましてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

お手元の資料の中に、カラーのA4の横紙で資料が1枚入っております。平成15年度の森林・林業関係予算を概観していただくということで作成したものでございます。こちらを御覧いただきたいというふうに思います。なお、詳しくは同じく資料の中に入れております「平成15年度林野庁予算の重点事項」ということで資料を入れておりますので、後ほどそちらもお目通しいただければというふうに思います。

この横長の資料は、平成14年度補正予算と平成15年度当初予算を合わせたいわゆる15カ月予算の考え方のもとに、地球温暖化防止対策という観点から整理をいたしましたものでございます。まず、表の中央の青い四角の枠の中でございますけれども、林野公共予算といたしまして、管理不十分な森林の整備などを強化いたしまして、4,530億円計上しているところでございます。非公共予算につきましては、緑の雇用担い手育成対策など、1,307億円計上しているところでございまして、両者合わせまして林野庁関係予算総額で5,836億円、端数の関係がちょっとございまして末尾の数字がちょっと違ってございますけれども、14年度当初と比べますと1,273億円の増ということで予算を計上しているところでございます。

平成15年度におきましては、いわゆるこの15カ月予算の中で、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画を踏まえた新しい森林・林業政策を着実に推進するというところでうたっております。特に昨年12月に森林吸収による二酸化炭素削減目標3.9%を達成するということで、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」を出したわけでございますが、その中に5つの柱がございまして、1つは健全な森林の整備、2つ目が保安林等における森林の保全、3つ目が国民参加の森づくりの推進、4つ目が木材・木質バイオマスの利用促進、5つ目が報告・検証体制の整備ということで、この5つを柱とする取り組みを関係府省と連携して進めていくことといたしております。この5つの柱は、この表では表の周辺に散りばめております5つの緑の枠に整理しているところでございます。

それで、まず左上の「健全な森林の整備」ということでございますが、早急に手入れの必要な森林や土砂流出等のおそれのある森林において、植栽や間伐等を実施する。あるいは

は、一般に成長の遅い広葉樹の特性に応じた除間伐の実施の確保による広葉樹林の適切な整備を推進する。それから、公益的機能が低下いたしました保安林を対象とした複層林への誘導造成の積極的な推進というようなことによりまして、健全な森林の整備を進めていきたいというふうに考えております。また、このため都道府県が市町村と連携いたしまして、地域ごとに森林吸収源対策を進める上で、その問題点、それから具体的な対応策を推進プランとして策定することといたしておりますが、これに基づきまして事業の重点的な実施を図っていききたいというふうに考えております。また、梓の中の最後に載っておりますけれども、緑の雇用担い手育成対策につきましては、補正予算で前倒しをして要求をいたしまして、緊急雇用対策によりまして短期雇用されました方々を本格雇用に結びつけるということで、オン・ザ・ジョブ・トレーニングというようなことで研修を行いまして、今後の森林整備を支える担い手として育成をしていきたいと考えているところでございます。

それから、次にその下の「保安林等における森林の保全」という関係でございますが、奥地水源地域の荒廃地等の復旧整備。それからきめ細かな巡視を実施いたしまして、NPO等の方々と協力いたしまして継続的な活動を支援し、荒廃した自然植生の回復・保全の推進等を行うこととしているところでございます。

それから、右上に移っていただきまして、「国民参加の森林づくりの推進」とございますけれども、社会全体で森林の整備・保全を支えていくために、国民参加の森づくりとして森林ボランティアの方々、あるいはNPO、その他森林以外の関係のNPOの方々とも連携いたしまして推進を図っていききたいと考えております。さらに新規の事項といたしましては、高校生が夏休みなどに一定期間山村などに滞在いたしまして、下刈り、枝打ち等の森林保全活動をしていただくような事業を考えているところでございます。

それから、次に「木材・木質バイオマスの利用促進」ということでございますが、地球温暖化防止及び循環型社会の構築を図るため、森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となって取り組む消費者ニーズに応える家づくりとか、あるいはシンボル性が高い木質公共施設の整備とか、あるいは林地残材等の効率的な収集・運搬、あるいはバイオマス発電施設の整備等、木質バイオマスエネルギーの利用の促進を図っていくことといたしているところでございます。

最後になりましたけれども、右下の「報告・検証体制の整備」ということにつきまして

は、CO<sub>2</sub> 吸収量の目標 3.9%、これを達成する観点から、国際的な審査に対応できますよう、森林の施業に関する情報などを一元的に管理するためのシステム等を早急に整備してまいることといたしているところでございます。

以上、大変駆け足の簡略なご説明で恐縮でございますが、平成14年度補正予算と平成15年度当初予算をあわせまして、その概要についてご説明をいたさせていただきました。

引き続きまして、木材課長からバイオマス・ニッポン総合戦略につきましてご説明したいというふうに思っております。ご質問等につきましては、後ほどまとめてお伺いをいたしたいと思っております。

○山田木材課長 木材課長の山田でございます。座らせてご説明をさせていただきます。

資料のナンバー3と4がバイオマス・ニッポン総合戦略の資料でございますけれども、4が12月27日に閣議決定されたものの印刷されたものでございますが、本日は資料3によりまして、その概要を――左側がバイオマス・ニッポン総合戦略の概要という形でそのとき発表されたもの、右側が本体の中から木質関係のバイオマスのところを私どもで関連を抜粋して右側につけましたので、その左右対照表の方で見ていただきながらご説明をさせていただきますと思っております。

今回のバイオマス・ニッポン総合戦略の概要でございますけれども、背景といたしましては、1で4つ述べておりますように、地球温暖化の防止、それから循環型社会の形成、競争力のある新たな戦略的産業の育成、農林漁業、農山漁村の活性化というこの4を挙げて今回作成したということになっております。その背景の中に現状編がございますが、その中で木材のところの一部述べておりますことが、バイオマス利活用の現状といたしましては、2段目のフレーズのところでございますけれども、木質系廃材・未利用材については、製材工場残材はほぼエネルギーとして利用されている。それから、その次の行の間伐材・被害木を含む林地残材のほとんど未利用であるということでございますし、今後発生量の増加が見込まれます建設発生木材につきましては、約6割が未利用であるということの現状認識でございます。

それから、バイオマス利活用技術の現状でございますが、エネルギーとしての利活用でございますが、木くず焚きボイラーやペレットストーブ等による直接燃焼、もしくは炭化などは従来から広く利用されている技術であります。ガス化、あるいは液化して利用することも今後の実用化が期待されるということでございます。それから、セルロース

系のバイオマスでございます木質系廃材を糖化してエタノールを発酵する技術開発も実証段階で進められてきています。

製品の利活用でございますけれども、アンダーラインのところでございますように、再生木質ボード、いわゆるパーティクルボードなんかでございますけれども——とか、木材とプラスチックの複合素材、Mウッドみたいな形のものでございますが——が広く利活用されている。それから、そういう意味でリグニンと古紙によるところの木質プラスチック製造技術につきましても実証レベルでございますし、木質系素材の製造技術の開発についても精力的に取り組まれているということでございます。

それから、次のページでございますが、バイオマス・ニッポン総合戦略の目指すものとしたしましては、シナリオでございますけれども、展開方向でございますが、廃棄物系のバイオマスにつきましては、利活用が比較的早く進む。この中には建設発生木材が述べられているところでございます。未利用のバイオマスでございますが、2010年ごろには稲わら、もみ殻等の農作物非食用部とか林地残材といった未利用バイオマスの活用が進んでいくのではないかと。2020年ごろには栽培、それから2050年ごろにはいわゆる新作物による生産量が増大していくという見通しを立てています。

こういう中で、バイオマス・ニッポン総合戦略の目指すものの中で、具体的に木質系のところで書いておりますのが右のところでございますが、先ほどと同じような形でございますけれども、要は建設発生木材につきましては、廃棄物の処理費用を付加して収集されるという形で進んでいくということでございますし、個別にリサイクル法の規制もございますので、進むだろうということでございます。それから、未利用のバイオマスにつきましては、課題といたしましてはやはり収集システム、林地残材は特にそうでございますけれども、それをどうやって低コストで集めることができるかということを課題としておりますし、これを解決していかなければいけないということでございます。

次のページでございますが、バイオマスの利活用の技術の展開方向としたしましては、バイオマス・リファインリーの構築という形とバイオマスのカスケード的利用。カスケード的利用というのは、製品として価値の高い順に可能な限り何回も繰り返して使って、最後に燃焼させるという形で、多段階的に利用していくということの技術開発が求められるということを述べております。

バイオマス・ニッポンの実現に向けた具体的目標としたしましては、技術的観点から、

地域的観点から、全国的観点からその目標を設定していく必要があると。全国的観点的な目標といたしまして挙げておりますのが、廃棄物系のバイオマスを炭素換算量で80%以上、未利用のバイオマスを炭素換算量で25%以上利活用していこうということで目標を定めております。

木材関係では、その利活用のところも同じように収集・運搬とかそういう物流システムというところが課題として関係してくるということでございます。

次のページでございます。バイオマス・ニッポンの実現に向けた基本的戦略でございますけれども、全般的な事項といたしましては、何といたしましても国民的な理解を得ていく。それから、システム全体の設計をつくる。地域における創意工夫をやっていく。関係者の役割分担・協調、それから競争条件の整備、国際的視野の考慮等々が出ているところでございます。情報発信拠点としてのヘッドクォーターの創設とか、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議を設置すること等のことを言っておりますが、モデル地域におきましては、関係府省が連携して総合的な対策を実施するということも入れているところでございます。

それから、バイオマス生産、収集・輸送に関する戦略といたしましては、経済性の向上、コスト高の是正、必要な環境の整備ということでございまして、この部分におきまして、いわゆる森林の整備に伴いますところの林地残材について、木材生産システムとも連携した効率的な生産・搬出・流通システムの構築をどうやっていこうかということを経験として挙げているところであります。

次のページでございます。バイオマスの変換に関する戦略といたしましても、同じく経済性の向上、それから他分野との技術の連携、コスト高の是正というところの課題等を挙げております。いわゆる林業関係におきましても、森林・木質系におきましても、その点の関係が右側で出てきておるところでございますし、糖化とか発酵とか液体燃料、工業製品へどうやって木質系廃材を変換していくか、このあたりについても取り組む必要があるということでございます。

それから、バイオマス戦略変換後の利用に関する戦略というところにおきまして、いわゆる利用需要の創出、拡大、農林漁業、農山漁村の活性化、利用に必要な環境の整備ということで挙げておりますし、この具体的な行動のところではグリーン購入の特定調達品目としての取り扱いを検討していくほか、新エネ促進法においてバイオマス発電と他の新エ

エネルギーを同様な扱いをしていこうとかいうことを述べておるところでございます。

？ のところで木質系について書いておりますのは、家庭や公共施設でのエネルギー利用を促進するということ。それから、 のところに書いておりますように、木材乾燥熱源としての利用をしていくということ等を挙げているところでございます。

非常に簡単でございますけれども、そんな形で林野庁といたしましてもバイオマス・ニッポン総合戦略にのっとって、バイオマスを今後も木質系のものについて努力をしてまいりたいというところで考えているところでございます。

それから、あと1点、何もついていない資料で、『日本の森林を育てる紙 間伐紙』を使用した封筒」という紙が入っているかと思います。この機会にちょっとPRをさせていただきたいと思いますが、1枚、封筒が何も表紙のついていないものが入っていると思いますが、これの一番下のところに間伐材のマークがついておりまして、『日本の森林を育てる封筒：間伐材15%、古紙85%使用』という形で、裏の方につくりましたことが書いているわけですが、この紙は1月15日から全国で発売されておりまして、通常の封筒とほぼ同じ値段で注文いただけるということになっております。封筒をつくるに当たりましては、NPOの皆さんとか製紙とか印刷企業の皆さん、もちろん私ども林野庁も木材関係団体も入りまして、いろいろな勉強会をしてこまできまして製品化したわけございまして、封筒業者も東西のトップでございます(株)山櫻さんと(株)イムラ封筒さんが製造して、各地の印刷所とか代理店、それからNPOの人たちも販売しておりますけれども、これを使っていただければ山の整備につながるという形で今展開しております。実際は最初に製紙をつくっていただいたところは長野県に南信パルプというところがあるんですが、その会社の社長さんが賛同していただきまして、紙にしたのは東海パルプさんでございますけれども、どこでも使えるようになりました。ぜひ関係の皆様方にPRしていただければ山の整備につながると思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○佐藤林政課長 それでは、事務局からの説明は以上でございますが、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、またこの機会でなくても、また何かありましたらいつでもご連絡をいただければというふうに思っております。

それでは、以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

なお、施策部会の委員に指名されました各委員におかれましては、会場にお残りいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

午前 11 時 07 分 閉会

